

地域振興券交付事業の概要

1. 交付対象者及び交付額

地域振興券の交付対象者及び交付額は、次のとおりです。

なお、年齢等を判断する基準日は平成11年1月1日です。

次のいずれかに該当する者

- (1) 15歳以下（昭和58年1月2日以後に生まれた者）の児童が属する世帯の世帯主
- (2) 基準日における同月分の次に掲げる年金・手当の受給者等ア、老齢福祉年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・母子年金・準母子年金又は遺児年金・児童扶養手当・障害児福祉手当又は特別障害者手当等（一部非課税要件あり）イ、生活保護の被保護者・社会福祉施設への措置入所者等
- (3) 平成10年度分の町民税所得割の課税されていない年齢65歳以上の者（昭和9年1月1日以前に生まれた者）で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている者。ただし、3ヶ月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所しているものは除かれます。
- (4) 平成10年度分の町民税が非課税である年齢65歳以上の者。